

廃棄方法

●自動車⇒鹿児島県に登録されている「引取業者」に引き渡してください。



●家電製品⇒①購入した小売店や買い換える際に引き取ってもらう。
②「家電引取協力店」に依頼する



※不法投棄をすると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合3億円以下）またはその両方が科せられます。

※使用済自動車に係る海上輸送費は、（公財）自動車リサイクル促進センターから支援（補助）を受けております。

※廃家電に係る海上輸送費は、（一財）家電製品協会から支援（補助）を受けております。



STOP!

ポイ捨て・不法投棄